



子どもの権利ノート





子どもの権利ノート作成の背景

- 大阪府児童福祉課は、平成7年12月に全国で初めての「子どもの権利ノート」を作成・配布した。
- 大阪府では、平成7年9月に「子ども総合ビジョン」を策定している。これは、平成6年12月に国が策定した「エンゼルプラン」を受けて、少子化社会における子どもの健全育成や子育て支援のための基本指針としてまとめられたものである。
- 「子ども総合ビジョン」の施策目標のひとつに「子ども参加型の社会づくり」があり、これには、子どもの意見や権利が尊重され、子どもが主体的に社会参加できる社会づくりを推進することを掲げており、「子どもの権利ノート」の作成・配布もこの流れによるものである。
- 1994年（平成6年）4月22日、日本が「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准したことを契機に、特に家庭を離れて施設で生活する子どもが自身の権利について十分理解し、行使していけるように、また、それが可能となる環境づくりをめざし、「子どもの権利ノート」を作成することとなり、子どもの権利ノート作成委員会が設置された。





子どもの権利ノートの作成過程

- 作成委員会は、児童福祉施設・子ども家庭センター・府児童福祉課・弁護士・学識経験者で構成された。
- 配布の対象は、大阪府管児童養護施設・虚弱児施設（児童福祉法改正後は児童養護施設に変更）・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設に在籍している子どもおよびこれから入所する子ども全員とした。
- 配布方法は、施設在籍中の子どもには施設から、入所する場合は、子ども家庭センターから、説明のうえ渡すこととした。
- 内容については、子どもの権利条約の精神を基本に、カナダのオンタリオ州トロントにある日本の児童相談所の危機介入的な機能を有する機関であるCAS（Children's Aid Society of Metropolitan Toronto）がインケアに入る前の子どもたちに配布している「A GUIDE FOR CHILDREN & TEENS -IN RESIDENTIAL CARE-」を参考とし、下記（次スライド）の3点を柱に構成を考えた。





子どもの権利ノートの内容

- ①子どもの権利ノートの目的や使い方についての説明
 - ・子ども自身が、自分の持っている権利を知る

- ②入所から、施設生活、退所に至るまでの子どもの権利についての説明
 - ・アドミッション・ケア(施設に入所する前後に必要な援助)
 - ・イン・ケア(入所中の援助)
 - ・リービング・ケア(社会的自立に必要な社会生活準備の援助)
 - ・アフター・ケア(施設退所後の援助)

- ③権利行使のための代理人(アドボケーター)への連絡先・方法を記載
権利侵害を受けた場合の対応方法を示す。本来的には、第三者機関が望ましいが、現状における方法として、子ども家庭センターの担当者名と連絡先および子どもと家庭電話相談室の電話番号(現在は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル)を記載。





子どもの権利ノートの編集方針

- ①表現は、小学校3～4年生程度が理解できる内容にする。
- ②挿絵等を用いて、見て理解しやすいものにする。
- ③子どもたち自身の日常会話のような言葉で表す。
- ④子どもたちの意見を聞き、内容に反映させる。

編集委員会は、以上のことをふまえて「子どもの権利ノート(案)」を作成し、子どもの意見を反映させる機会として「子どもの意見ヒアリング」を実施した。





子どもの権利ノート発行に伴い始まった 取り組み

①援助計画と自立支援計画

- ・援助計画～平成9年4月～(子ども家庭センターが作成)
- ・自立支援計画～平成10年4月～(入所施設が作成)

②施設訪問調査と援助計画の点検評価

- ・施設訪問調査を援助計画や自立支援計画の点検評価及び今後の支援について話し合う機会に位置付けた。

③児童記録の改定

- ・自己情報開示請求への対応で改定する際に、「問題についての子どもの意向」の欄を設け、児童の意見表明を保障するようにした。

④「児童施設援助指針」の策定

- ・平成9年改正児童福祉法の趣旨(自立支援)に照らした、発達段階に応じて入所前から退所までの支援の流れ(具体的な援助の目標内容)。**※平成24年改定**

⑤児童措置審査部会の設置

- ・平成9年改正児童福祉法により設置(都道府県児童福祉審議会)。

⑥訪問調査票の改定

- ・権利の主体者である子どもの意見の聴取・確認欄の追加。





子どもの権利ノートの改定

第1回改定(平成10年度)

- ①施設職員と子ども家庭センター職員を「先生」としていたのを「職員」に変更
- ②挿絵の変更

第2回改定(平成13年度)

- ①幼児・知的障がいのある子どもへの「にこにこノート」の作成
- ②里親に委託される子どもへの権利ノートの作成
- ③権利侵害があった場合や、相談をしたい場合の連絡先の追加
 - ・施設の苦情受付担当者
 - ・第三者委員
 - ・福祉サービス苦情解決委員会
- ④資料編の追加等
 - ・児童憲章
 - ・子どもの権利条約
 - ・ポスターの作成・配布





あなたへの大切なお知らせ

- 平成20年改正児童福祉法被措置児童等虐待の規定により、施設等で権利侵害があった際に、相談ができるよう「あなたへの大切なお知らせ」のリーフレットを作成、子どもが提出できるはがきとともに、「子どもの権利ノート」にはさむこととした。

